



CHECK

医療法人

- 社団
- 財団



CHECK

社団医療法人

- 持分あり医療法人
- 持分なし医療法人



CHECK

出資持分

- 医療法人の出資持分には議決権は付与されていない



CHECK

出資持分

- 医療法人に出資した者が、その医療法人の資産に対し、出資額に応じて有する財産権



CHECK

出資持分の払戻請求

- 仮に、出資者の出資割合が50%だとすると、社員が退社する際には医療法人の財産の50%を払戻請求することができる



デメリット

出資持分の払戻請求

- 出資者に相続が発生した場合も、医療法人からすぐに払い戻しが受けられないのに、出資者の相続人には巨額の相続税が課される可能性があり相続人にも大きな影響がある



CHECK

経過措置型医療法人

- 医療法人に出資した者が持分を有し社員退社時に請求、又は会社解散時の残余財産分配により、出資した割合に応じて、会社財産から払戻を受けることができる法人



CHECK

出資額限度医療法人

- 社員を喪失した者は、その出資額を限度として払戻を請求できる
- 本団が解散した場合の残余財産は出資額を限度として分配するものとする



CHECK

出資額限度医療法人

- 経過措置型医療法人でも、出資額限度医療法人になる



CHECK

出資額限度医療法人

- 社員の退社に伴う出資持分の払戻しや、医療法人の解散に伴う残余財産分配の範囲について、払込出資額を限度とする旨を定款で定めている



CHECK

出資額限度医療法人

- 社員退社時や、会社解散時の残余財産分配の払戻は、出資額が限度となる



CHECK

持分あり医療法人の事業承継

- 出資金評価額の引き下げを行い、税制上の特例を活用した、出資持分のない医療法人へ移行する



CHECK

認定医療法人

- 持分あり医療法人が、持分なし医療法人へ移行すること



メリット

認定医療法人

- 移行計画を厚生労働省へ申請し、認定を受けることで、持分あり医療法人の持分を取得した場合、相続税の納税が猶予され、持分を放棄した場合は、猶予税額が免除される



メリット

認定医療法人

- 出資者が持分を放棄したことにより他の出資者の持分が増加することで他の出資者に贈与税が課される場合も納税が猶予され、持分を放棄した場合は、猶予税額が免除される



注意点

認定医療法人

- 移行計画の認定を受けた医療法人は、認定の日から3年以内に「持分なし医療法人」へ移行すること



注意点

認定医療法人

- 移行しない場合は認定が取り消されて、遡及して課税される
- 移行完了後6年間は、毎年「持分なし医療法人」の運営状況を厚生労働省へ報告すること



デメリット

認定医療法人

- 納税猶予期間に出資持分の一部または全部の払戻を受けた場合は、猶予税額は免除されず、猶予税額と利子税を併せて納付しなければならない



CHECK

認定医療法人

- 令和5年9月30日が期限であった
医業継続に係る相続税・贈与税の納
税猶予制度について、その適用期限
が令和8年12月31日まで延長



CHECK

認定医療法人

- 認定を受けてから移行を完了するまでの期限も3年から5年に緩和



注意点

認定医療法人

- 出資持分のない医療法人へ移行したあとは、持分のある医療法人へ後戻りできない